

関稅定率法等の一部を改正する法律(案) 新旧対照条文目次

○ 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号) (第一条關係)	1
○ 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号) (第二条關係)	45
○ 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (第三条關係)	47
○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う關係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号) (附則第三条關係)	65

○ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 關稅率表（第三条、第六条—第九条の二、第二十条の二關係）
目次
（省 略）

別表 關稅率表（第三条、第六条—第九条の二、第二十条の二關係）
同上
同上

番 号	品 名	税 率
（省 略）	（省 略）	（省 略）
二八・一八	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	（省 略）
二八二八・一〇	（省 略）	（省 略）
二八二八・二〇	（省 略）	（省 略）
二八二八・三〇	水酸化アルミニウム	無税
（省 略）	（省 略）	（省 略）
二八・二七	塩化物、塩酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭酸化物、よう化物及びよう化酸化物	（省 略）
二八二七・一〇		

番 号	品 名	税 率
同上	同上	同上
同上	同上	同上
二八・一八	同上	同上
二八二八・一〇	同上	同上
二八二八・二〇	同上	同上
二八二八・三〇	水酸化アルミニウム	三・九%
同上	同上	同上
二八・二七	同上	同上
二八二七・一〇		

<p>二八二七・三九 ～ 二八二七・四一 二八二七・四九</p>	<p>(省 略)</p> <p>塩化酸化物及び塩化水酸化物 (省 略)</p> <p>その他のもの 一 オキシ塩化ジルコニ ウム 二 その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>三・九% 無税</p> <p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p> <p>二九・〇七</p> <p>二九〇七・一一 ～ 二九〇七・一五 二九〇七・一九</p>	<p>(省 略)</p> <p>フェノール及びフェノールアル コール 一価フェノール</p> <p>(省 略)</p> <p>その他のもの 一 (省 略) 二 その他のもの A パラターシャ ル B 単核一価フェノ ール</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>

<p>二八二七・三九 ～ 二八二七・四一 二八二七・四九</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>三・九% 同上</p> <p>同上</p>
<p>同上</p> <p>二九・〇七</p> <p>二九〇七・一一 ～ 二九〇七・一五 二九〇七・一九</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>その他のもの 一 同上 二 その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>四・六% 同上</p>

二九〇七・二一 ～ 二九〇七・二九	(省 略)	(省 略)	四・六% 無税
二九・二三	(省 略)	第四級アンモモニウム塩、水酸化 第四級アンモニウム及びレシチ ンその他のホスホアミノリピド (レシチンその他のホスホアミ ノリピドについては、化学的に 単一であるかないかを問わない 。)	(省 略)
二九二三・一〇 ～ 二九二三・四〇 二九二三・九〇	(省 略)	その他のもの 一 水酸化トリメチルアダ マンチルアンモニウム (ADAH) 及び水酸 化テトラエチルアンモ ニウム (TEAH) 二 その他のもの	四・六% 無税
二九〇七・二一 ～ 二九〇七・二九	(省 略)	リーブチルフエ ノール B その他のもの (二) その他のもの	四・六% 無税
二九・二三	同上	同上	同上
二九二三・一〇 ～ 二九二三・四〇 二九二三・九〇	(省 略)	その他のもの	四・六%
二九〇七・二一 ～ 二九〇七・二九	(省 略)	同上	同上
二九・二三	同上	同上	同上
二九二三・一〇 ～ 二九二三・四〇 二九二三・九〇	(省 略)	同上	同上

<p>三三・〇七</p> <p>(省 略)</p>	<p>ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>三三〇七・一〇 ～ 三三〇七・四九 三三〇七・九〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>四%</p>
<p>三三・〇七</p> <p>(省 略)</p>	<p>ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>三三〇七・一〇 ～ 三三〇七・四九 三三〇七・九〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>四%</p>
<p>三三・〇七</p> <p>(省 略)</p>	<p>ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>三三〇七・一〇 ～ 三三〇七・四九 三三〇七・九〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>四%</p>
<p>三三・〇七</p> <p>(省 略)</p>	<p>ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>三三〇七・一〇 ～ 三三〇七・四九 三三〇七・九〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>四%</p>
<p>三三・〇七</p> <p>(省 略)</p>	<p>ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

<p>三三・〇七</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>三三〇七・一〇 ～ 三三〇七・四九 三三〇七・九〇</p>	<p>同上</p> <p>一 油、脂又はろうをもと とした調製品 二 その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>五・八% 六%</p>
<p>三三・〇七</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>三三〇七・一〇 ～ 三三〇七・四九 三三〇七・九〇</p>	<p>同上</p> <p>一 油、脂又はろうをもと とした調製品 二 その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>五・八% 六%</p>
<p>三三・〇七</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>三三〇七・一〇 ～ 三三〇七・四九 三三〇七・九〇</p>	<p>同上</p> <p>一 油、脂又はろうをもと とした調製品 二 その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>五・八% 六%</p>
<p>三三・〇七</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>三三〇七・一〇 ～ 三三〇七・四九 三三〇七・九〇</p>	<p>同上</p> <p>一 油、脂又はろうをもと とした調製品 二 その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>五・八% 六%</p>
<p>三三・〇七</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>三八二四・一〇 ～ 三八二四・九一 三八二四・九九</p>	<p>の項に該当するものを除く。） (省略) その他のもの 一 (省略) 二 (省略) 三 (省略) 四 その他のもの ジスプロシウム鉄 合金 その他のもの</p>	<p>(省略) 三・八% 無税</p>
<p>(省略) 五三・〇六 五三〇六・一〇 五三〇六・二〇 (省略) 五三・〇八 五三〇八・一〇 ～ 五三〇八・二〇 五三〇八・九〇</p>	<p>(省略) 亜麻糸 単糸 (省略) (省略) その他の植物性紡織用繊維の糸 及び紙糸 (省略) その他のもの 一 (省略)</p>	<p>(省略) 無税 (省略) (省略) (省略) (省略)</p>

<p>三八二四・一〇 ～ 三八二四・九一 三八二四・九九</p>	<p>同上 同上 その他のもの 一 同上 二 同上 三 同上 四 その他のもの</p>	<p>同上 三・八% 同上 同上 同上 同上</p>
<p>同上 同上 五三・〇六 五三〇六・一〇 五三〇六・二〇 同上 同上 五三・〇八 五三〇八・一〇 ～ 五三〇八・二〇 五三〇八・九〇</p>	<p>同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 一 同上</p>	<p>同上 同上 九・六% 同上 同上 同上 同上 同上</p>

六二〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 一 羊毛製又は織獣毛製の	(省略)	二 ラミー糸 三 その他のもの	九・六% 無税
六二〇一・三〇	人造繊維製のもの	(省略)		
六二〇一・二〇	綿製のもの	(省略)		
六一〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）	(省略)		

六二〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レ 二 その他のもの	同上	二 その他のもの	九・六% 同上
六二〇一・三〇	人造繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レ 二 その他のもの	同上		
六二〇一・二〇	綿製のもの 一 ししゅうしたものの、レ 二 その他のもの	同上		
六一〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）	同上		

六二〇二・三〇	人造纖維製のもの	一〇・九%
六一〇二・二〇	綿製のもの	一〇・九%
六一〇二・一〇	羊毛製又は織獣毛製のものを除く。）	一〇・九%
六一〇二	二 その他のもの 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）	八・四%
	もの	一〇・九%

六二〇二・三〇	一 人造纖維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び	一六・八%
六一〇二・二〇	二 その他のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%
六一〇二・一〇	羊毛製又は織獣毛製のものを除く。）	一六・八%
六一〇二	二 その他のもの 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）	一六・八%
	一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%
	二 その他のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び	一六・八%

六二〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%
六一〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	六一〇三
六一〇三・一〇	スーツ 一 羊毛製、織獣毛製又は合成繊維製のもの	一〇・九%
六一〇三・二二	二 その他のもの アンサンブル 綿製のもの	一〇・九%
六一〇二・九〇	二 模様編みの組織を有するもの その他のもの	一六・八%
六一〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	六一〇三
六一〇三・一〇	スーツ 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%
六一〇三・二二	二 その他のもの アンサンブル 綿製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一四・八%

六 一 〇 三 ・ 二 九	合成繊維製のもの	一〇・九%	六 一 〇 三 ・ 二 九	合成繊維製のもの	一〇・九%
六 一 〇 三 ・ 三 一	その他の紡織用繊維製のもの 一 羊毛製又は織獣毛製のもの 二 その他のもの ジャケット及びブレザー	一〇・九% 八・四%	六 一 〇 三 ・ 三 一	羊毛製又は織獣毛製のもの ジャケット及びブレザー	一〇・九%
六 一 〇 三 ・ 三 二	綿製のもの	一〇・九%	六 一 〇 三 ・ 三 二	綿製のもの	一〇・九%
六 一 〇 三 ・ 三 三	合成繊維製のもの	一〇・九%	六 一 〇 三 ・ 三 三	合成繊維製のもの	一〇・九%
六 一 〇 三 ・ 二 九	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%	六 一 〇 三 ・ 二 九	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六 一 〇 三 ・ 三 一	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%	六 一 〇 三 ・ 三 一	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六 一 〇 三 ・ 三 二	綿製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%	六 一 〇 三 ・ 三 二	綿製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六 一 〇 三 ・ 三 三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%	六 一 〇 三 ・ 三 三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%

六 一 〇 三 ・ 四 二	綿製のもの	一 〇 ・ 九 %	六 一 〇 三 ・ 四 二	綿製のもの 一 ししゅうしたもの、 二 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの	一 〇 ・ 九 %
六 一 〇 三 ・ 四 一	羊毛製又は織獣毛製のもの	一 〇 ・ 九 %	六 一 〇 三 ・ 四 一	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたもの、 二 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの	一 〇 ・ 九 %
六 一 〇 三 ・ 三 九	その他の紡織用繊維製のもの	八 ・ 四 %	六 一 〇 三 ・ 三 九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 二 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの	八 ・ 四 %
六 一 〇 三 ・ 四 三	合成繊維製のもの	一 〇 ・ 九 %	六 一 〇 三 ・ 四 三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 二 レースを使用したもの	一 〇 ・ 九 %

<p>六二〇四・一九</p>	<p>六二〇四・一三</p>	<p>六一〇四</p>	<p>その他の紡織用繊維製の もの</p> <p>一 羊毛製、織獣毛製又は綿製のもの</p>	<p>合成繊維製のもの</p> <p>一 羊毛製、織獣毛製又は綿製のもの</p> <p>ロセ編みのものに限る。）</p> <p>スーツ</p>	<p>その他の紡織用繊維製の もの</p> <p>女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>スーツ</p>	<p>一〇・九%</p>	<p>一〇・九%</p>	<p>八・四%</p>
<p>六一〇四・一九</p>	<p>六一〇四・一三</p>	<p>六一〇四</p>	<p>その他の紡織用繊維製の もの</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>合成繊維製のもの</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>その他の紡織用繊維製の もの</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>スーツ</p>	<p>一六・八%</p> <p>一四%</p>	<p>一六・八%</p> <p>一四%</p>	<p>一六・八%</p> <p>一四%</p>

六二〇四・二二二	二 その他のもの	八・四%
六二〇四・二三三	合成繊維製のもの	一〇・九%
六二〇四・二二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 羊毛製又は織獣毛製のもの 二 その他のもの	一〇・九%
六二〇四・三二一	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%

六二〇四・二二二	二 その他のもの	八・四%
六二〇四・二三三	合成繊維製のもの	一〇・九%
六二〇四・二二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 羊毛製又は織獣毛製のもの 二 その他のもの	一〇・九%
六二〇四・三二一	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%

六二〇四・二二二	二 その他のもの	一六・八%
六二〇四・二三三	合成繊維製のもの	一四%
六二〇四・二二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八%
六二〇四・三二一	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%

六二〇四・二二二	二 その他のもの	一六・八%
六二〇四・二三三	合成繊維製のもの	一四%
六二〇四・二二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八%
六二〇四・三二一	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%

六二〇四・三二	綿製のもの	一〇・九%	六二〇四・三二	綿製のもの 二 織を有するもの その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇四・三三	合成繊維製のもの	一〇・九%	六二〇四・三三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、 レースを使用したもの及び模様編みの組 織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	六一〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、 レースを使用したもの及び模様編みの組 織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・四一	ドレス 羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	六一〇四・四一	ドレス 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたものの、 レースを使用したもの及び模様編みの組 織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%

六二〇四・四二	綿製のもの	一〇・九%	六二〇四・四二	綿製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・四三	合成繊維製のもの	一〇・九%	六一〇四・四三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	一〇・九%	六一〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	六一〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
	スカート及びキュロットスカート			スカート及びキュロットスカート	

六二〇四・五一	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	六二〇四・五一	羊毛製又は織獣毛製のもの 一、ししゆうしたものの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二、その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇四・五二	綿製のもの	一〇・九%	六二〇四・五二	綿製のもの 一、ししゆうしたものの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二、その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・五三	合成繊維製のもの	一〇・九%	六一〇四・五三	合成繊維製のもの 一、ししゆうしたものの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二、その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・五九	その他の紡織用繊維製のものの	八・四%	六一〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの 一、ししゆうしたものの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二、その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・六一	スポン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ 羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	六一〇四・六一	スポン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ 羊毛製又は織獣毛製のもの	

六二〇四・六二	綿製のもの	一〇・九%
六二〇四・六三	合成繊維製のもの	一〇・九%
六一〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%
六一〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇五・一〇	綿製のもの	
六一〇四・六二	綿製のもの 一 ししゅうしたもの、 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・六三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇五	同上	
六一〇五・一〇	同上	

一 オープンシャツ、ポロ シャツその他これらに 類するシャツ	六一〇五・二〇	一〇・九%
一 オープンシャツ、ポロ シャツその他これらに 類するシャツ	二 (省 略) 人造繊維製のもの	(省 略)
一 オープンシャツ、ポロ シャツその他これらに 類するシャツ	六一〇五・九〇	一〇・九%
二 (省 略) その他の紡織用繊維製のもの		(省 略)

一 オープンシャツ、ポロ シャツその他これらに 類するシャツ	六一〇五・二〇	一六・八%
(-) ししゅうしたもの、 レースを使用したもの、 の及び模様編みの組 織を有するもの		一四%
一 オープンシャツ、ポロ シャツその他これらに 類するシャツ		一六・八%
(-) ししゅうしたもの、 レースを使用したもの、 の及び模様編みの組 織を有するもの		一四%
一 オープンシャツ、ポロ シャツその他これらに 類するシャツ	六一〇五・九〇	一六・八%
(-) ししゅうしたもの、 レースを使用したもの、 の及び模様編みの組 織を有するもの		一四%
二 同上		同上
二 同上		同上
同上		同上

六一・〇六	<p>二 (省 略)</p> <p>女子用のブラウス、シャツ及び シャツブラウス(メリヤス編み 又はクロセ編みのものに限る。)</p>	(省 略)
六一〇六・一〇	<p>綿製のもの</p> <p>一 ブラウス、シャツブラ ウス、オープンシャツ 、ポロシャツその他こ れらに類するシャツ</p> <p>(一) ししゅうしたもの、 レースを使用したも の及び模様編みの組 織を有するもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>二 (省 略)</p> <p>人造繊維製のもの</p> <p>一 ブラウス、シャツブラ ウス、オープンシャツ 、ポロシャツその他こ れらに類するシャツ</p>	<p>一〇・九%</p> <p>九・一%</p> <p>(省 略)</p> <p>一〇・九%</p>
六一〇六・九〇	<p>二 (省 略)</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p>	(省 略)
六一・〇六	<p>同上</p> <p>二 同上</p>	同上
六一〇六・一〇	<p>同上</p> <p>一 同上</p> <p>(一) ししゅうしたもの、 レースを使用したも の及び模様編みの組 織を有するもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>二 同上</p> <p>同上</p> <p>一 ブラウス、シャツブラ ウス、オープンシャツ 、ポロシャツその他こ れらに類するシャツ</p> <p>(一) ししゅうしたもの、 レースを使用したも の及び模様編みの組 織を有するもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>一六・八%</p> <p>一四%</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>一六・八%</p>
六一〇六・九〇	<p>同上</p> <p>二 同上</p>	同上

六二〇七・九一	その他のもの 綿製のもの	一	ブラウス、シャツ、ブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九%
六二〇七・二九	（省略）	二	（省略）	（省略）
六二〇七・一一	（省略）	二	（省略）	（省略）
～	（省略）	二	（省略）	（省略）
六二〇七・九一	その他のもの 綿製のもの	一	ブラウス、シャツ、ブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類する製品	八・四%

六二〇七・九一	同上	一	ブラウス、シャツ、ブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八%
六二〇七・二九	同上	二	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%
六二〇七・一一	同上	二	（二）その他のもの	同上
～	同上	同上	同上	同上
六二〇七・九一	同上	一	ブラウス、シャツ、ブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類する製品	同上
六二〇七・二九	同上	二	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	同上
六二〇七・一一	同上	二	（二）その他のもの	同上
～	同上	同上	同上	同上
六二〇七・九一	同上	一	ブラウス、シャツ、ブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類する製品	同上

六一〇七・九九	二 (省 略) の その他の紡織用繊維製のもの	(省 略)
六一・〇八	一 バスローブ、ドレッ シングガウンその他 これらに類する製品	八・四%
六一〇八・一一 ～ 六一〇八・三九	二 (省 略) 女子用のスリップ、ペティコー ト、ブリーフ、パンティ、ナイ トドレス、パジャマ、ネグリジ エ、バスローブ、ドレッシング ガウンその他これらに類する製 品(メリヤス編み又はクロセ編 みのものに限る。) (省 略)	(省 略)
その他のもの	(省 略)	(省 略)
六一〇七・九九	二 (二) 同上 みの組織を有する もの その他のもの	一六・八% 一四%
六一・〇八	同上 二 (二) 同上 同上 (一) (二) これらに類する製品 ししゅうしたもの 、レースを使用し たもの及び模様編 みの組織を有する もの その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇八・一一 ～ 六一〇八・三九	同上	同上
同上	同上	同上

六一〇八・九一

綿製のもの

一| ネグリジェ、バスロ

ーブ、ドレッシング

ガウンその他これら

に類する製品

八・四%

六一〇八・九二

二 (省略)

人造繊維製のもの

一| ネグリジェ、バスロ

ーブ、ドレッシング

ガウンその他これら

に類する製品

八・四%

六一〇八・九九

二 (省略)

その他の紡織用繊維製のもの

一| ネグリジェ、バスロ

ーブ、ドレッシング

(省略)

六一〇八・九一

同上

一| ネグリジェ、バスロ

ーブ、ドレッシング

ガウンその他これら

に類する製品

(一) ししゅうしたもの

、レースを使用し

たもの及び模様編

みの組織を有する

もの

(二) その他のもの

二 同上

同上

一| ネグリジェ、バスロ

ーブ、ドレッシング

ガウンその他これら

に類する製品

(一) ししゅうしたもの

、レースを使用し

たもの及び模様編

みの組織を有する

もの

(二) その他のもの

二 同上

同上

一| ネグリジェ、バスロ

ーブ、ドレッシング

同上

一四%

一六・八%

同上

一四%

一六・八%

ガウンその他これらに類する製品	六一・〇九	二 (省略) Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	八・四%
	六一〇九・一〇	綿製のもの 一 異なる色の糸から成るもの及びなせんしたものの	一〇・九%
	六一〇九・九〇	二 (省略) その他の紡織用繊維製のもの 一 異なる色の糸から成るもの及びなせんしたものの	一〇・九%

ガウンその他これらに類する製品	六一・〇九	同上	一六・八%
	六一〇九・一〇	同上 一 異なる色の糸から成るもの及びなせんしたものの （一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%
	六一〇九・九〇	同上 二 同上 （二）その他のもの	一六・八%
		（一）ししゅうしたもの、	同上

六二一〇・一九	その他のもの	一〇・九%	六二一〇・一九	その他のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの 及び模様編みの組 織を有するもの	一六・八%
六一一〇・一一	カシミヤ毛製のもの	一〇・九%	六一一〇・一一	カシミヤ毛製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの 及び模様編みの組 織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一一〇・一一	羊毛製又は織獣毛製のもの 羊毛製のもの	一〇・九%	六一一〇・一一	羊毛製又は織獣毛製のもの 羊毛製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの 及び模様編みの組 織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一・一〇	二 (省略) ジャージー、プルオーバー、カー ディガン、ベストその他これ らに類する製品(メリヤス編み 又はクロセ編みのものに限る。)	(省略)	六一・一〇	二 同上 ジャージー、プルオーバー、カ ーディガン、ベストその他これ らに類する製品(メリヤス編み 又はクロセ編みのものに限る。)	同上 一六・八% 一四%

六二一〇・二〇	綿製のもの	一〇・九%	六二一〇・二〇	二 その他のもの 綿製のもの	一四%
六二一〇・三〇	人造繊維製のもの	一〇・九%	六二一〇・三〇	一 ししゅうしたもの、レ 二 その他のもの 人造繊維製のもの	一六・八% 一四%
六一一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一〇・九%	六一一〇・九〇	一 ししゅうしたもの、レ 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの	一六・八% 一四%
六一・一一	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		六一・一一	同上	
六二一一・二〇	綿製のもの 一 (省 略) 二 (省 略) 三 その他のもの (一) (省 略) (二) (省 略)	一〇・八%	六二一一・二〇	同上 一 同上 二 同上 三 その他のもの (一) 同上 (二) 同上	同上 同上 同上

六一・一二	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） トラックスーツ 綿製のもの	一〇・九%	六一・一二	B 製のもの その他のもの	一三% 一四%
六一・一二・一一	合成繊維製のもの	一〇・九%	六一・一二・一一	綿製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一・一二・一九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	六一・一二・一九	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一・一二・二〇	スキースーツ 一 合成繊維製のもの	一〇・九%	六一・一二・二〇	スキースーツ 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%

六 一 一 二 ・ 四 九	の そ の 他 の 紡 織 用 織 維 製 の も の	八 ・ 四 %	六 一 一 二 ・ 四 九	の そ の 他 の 紡 織 用 織 維 製 の も の	一 六 ・ 八 %
六 一 一 二 ・ 四 一	合 成 織 維 製 の も の 女 子 用 の 水 着	一 〇 ・ 九 %	六 一 一 二 ・ 四 一	合 成 織 維 製 の も の 一 し し ゆ う し た も の 、 レ ー ス を 使 用 し た も の 及 び 模 様 編 み の 組 織 を 有 す る も の 二 そ の 他 の も の	一 六 ・ 八 %
六 一 一 二 ・ 三 九	の そ の 他 の 紡 織 用 織 維 製 の も の	八 ・ 四 %	六 一 一 二 ・ 三 九	の そ の 他 の 紡 織 用 織 維 製 の も の 一 し し ゆ う し た も の 、 レ ー ス を 使 用 し た も の 及 び 模 様 編 み の 組 織 を 有 す る も の 二 そ の 他 の も の	一 六 ・ 八 %
六 一 一 二 ・ 三 一	合 成 織 維 製 の も の 男 子 用 の 水 着	一 〇 ・ 九 %	六 一 一 二 ・ 三 一	合 成 織 維 製 の も の 一 し し ゆ う し た も の 、 レ ー ス を 使 用 し た も の 及 び 模 様 編 み の 組 織 を 有 す る も の 二 そ の 他 の も の び 模 様 編 み の 組 織 を 有 す る も の	一 六 ・ 八 %

	六二一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	八・一%	
	六二一四・三〇	人造繊維製のもの	八・一%	
	六二一四・二〇	綿製のもの	八・一%	
	六一・一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		(省 略)
	六一・一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		(省 略)
	六一・一四	綿製のもの		(省 略)
	六二一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	八・一%	
	六二一四・三〇	人造繊維製のもの	八・一%	
	六二一四・二〇	綿製のもの	八・一%	
	六一・一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		同上
	六一・一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		同上
	六一・一四	綿製のもの		同上
二		の及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	
二		その他のもの	一四%	
同上			同上	
一	六一・一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
綿製のもの	六二一四・二〇	綿製のもの		
一	六一・一四	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・三%	
二	六二一四・三〇	その他のもの	一二%	
人造繊維製のもの	六二一四・三〇	人造繊維製のもの		
一	六一・一四	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・二%	
二	六二一四・九〇	その他のもの	一三・一%	
その他の紡織用繊維製のもの	六二一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
一	六一・一四	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・五%	
(一)	六一・一四	羊毛製又は織獣毛製のもの	一四%	
(二)	六一・一四	その他のもの	一四%	

(省略)	六一・一七	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(省略)
六一一七・一〇	六一一七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティール、ベールその他これらに類する製品	八・四%
六一一七・八〇	六一一七・八〇	その他の附属品 一 (省略) 二 (省略) 三 (省略) 四 (省略) 五 (省略) 六 (省略) 七 (省略) 八 (省略) 九 (省略) 十 (省略) 十一 (省略) 十二 (省略) 十三 (省略) 十四 (省略) 十五 (省略) 十六 (省略) 十七 (省略) 十八 (省略) 十九 (省略) 二十 (省略) 二十一 (省略) 二十二 (省略) 二十三 (省略) 二十四 (省略) 二十五 (省略) 二十六 (省略) 二十七 (省略) 二十八 (省略) 二十九 (省略) 三十 (省略) 三十一 (省略) 三十二 (省略) 三十三 (省略) 三十四 (省略) 三十五 (省略) 三十六 (省略) 三十七 (省略) 三十八 (省略) 三十九 (省略) 四十 (省略) 四十一 (省略) 四十二 (省略) 四十三 (省略) 四十四 (省略) 四十五 (省略) 四十六 (省略) 四十七 (省略) 四十八 (省略) 四十九 (省略) 五十 (省略) 五十一 (省略) 五十二 (省略) 五十三 (省略) 五十四 (省略) 五十五 (省略) 五十六 (省略) 五十七 (省略) 五十八 (省略) 五十九 (省略) 六十 (省略) 六十一 (省略) 六十二 (省略) 六十三 (省略) 六十四 (省略) 六十五 (省略) 六十六 (省略) 六十七 (省略) 六十八 (省略) 六十九 (省略) 七十 (省略) 七十一 (省略) 七十二 (省略) 七十三 (省略) 七十四 (省略) 七十五 (省略) 七十六 (省略) 七十七 (省略) 七十八 (省略) 七十九 (省略) 八十 (省略) 八十一 (省略) 八十二 (省略) 八十三 (省略) 八十四 (省略) 八十五 (省略) 八十六 (省略) 八十七 (省略) 八十八 (省略) 八十九 (省略) 九十 (省略) 九十一 (省略) 九十二 (省略) 九十三 (省略) 九十四 (省略) 九十五 (省略) 九十六 (省略) 九十七 (省略) 九十八 (省略) 九十九 (省略) 百 (省略)	八・四%
同上	六一・一七	二 その他のもの (一) 羊毛製又は織獣毛製のもの (二) その他のもの	同上
六一一七・一〇	六一一七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティール、ベールその他これらに類する製品 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八%
六一一七・八〇	六一一七・八〇	同上 一 同上 二 同上 三 同上 四 同上 五 同上 六 同上 七 同上 八 同上 九 同上 十 同上 十一 同上 十二 同上 十三 同上 十四 同上 十五 同上 十六 同上 十七 同上 十八 同上 十九 同上 二十 同上 二十一 同上 二十二 同上 二十三 同上 二十四 同上 二十五 同上 二十六 同上 二十七 同上 二十八 同上 二十九 同上 三十 同上 三十一 同上 三十二 同上 三十三 同上 三十四 同上 三十五 同上 三十六 同上 三十七 同上 三十八 同上 三十九 同上 四十 同上 四十一 同上 四十二 同上 四十三 同上 四十四 同上 四十五 同上 四十六 同上 四十七 同上 四十八 同上 四十九 同上 五十 同上 五十一 同上 五十二 同上 五十三 同上 五十四 同上 五十五 同上 五十六 同上 五十七 同上 五十八 同上 五十九 同上 六十 同上 六十一 同上 六十二 同上 六十三 同上 六十四 同上 六十五 同上 六十六 同上 六十七 同上 六十八 同上 六十九 同上 七十 同上 七十一 同上 七十二 同上 七十三 同上 七十四 同上 七十五 同上 七十六 同上 七十七 同上 七十八 同上 七十九 同上 八十 同上 八十一 同上 八十二 同上 八十三 同上 八十四 同上 八十五 同上 八十六 同上 八十七 同上 八十八 同上 八十九 同上 九十 同上 九十一 同上 九十二 同上 九十三 同上 九十四 同上 九十五 同上 九十六 同上 九十七 同上 九十八 同上 九十九 同上 百 同上	同上

<p>六二一七・九〇</p>	<p>部分品</p>	<p>八・四%</p>
<p>(省略)</p> <p>六二一四 六二二四・一〇 ～ 六二二四・四〇 六二二四・九〇</p>	<p>(省略)</p> <p>シヨール、スカート、マフラー、マントイラ、ベールその他これらに類する製品</p> <p>(省略)</p> <p>一 (省略)</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>四・四%</p>

<p>六二一七・九〇</p>	<p>部分品</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) 織を有するもの その他のもの</p>	<p>一六・八%</p> <p>一一・二%</p> <p>一六・八%</p> <p>一一・二%</p>
<p>同上</p> <p>六二一四 六二二四・一〇 ～ 六二二四・四〇 六二二四・九〇</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>B その他のもの</p> <p>A ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(一) 同上</p>	<p>五・三%</p> <p>八%</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

<p>(省 略)</p> <p>六二・一六</p> <p>六二一六・〇〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>手袋、ミトン及びミット</p> <p>一 剣道用の小手</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>七・八%</p> <p>無税</p>
<p>(省 略)</p> <p>六三・〇二</p> <p>六三〇二・一〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン</p> <p>ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p>	<p>(省 略)</p> <p>九・一%</p>
<p>(省 略)</p> <p>六三〇二・二二</p> <p>六三〇二・三九</p> <p>六三〇二・四〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>テーブルリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限</p>	<p>(省 略)</p>
<p>同上</p> <p>六二・一六</p> <p>六二一六・〇〇</p>	<p>同上</p> <p>手袋、ミトン及びミット</p>	<p>同上</p> <p>七・八%</p>
<p>同上</p> <p>六三・〇二</p> <p>六三〇二・一〇</p>	<p>同上</p> <p>ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p>一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>一六・八%</p> <p>一一・二%</p>
<p>同上</p> <p>六三〇二・二二</p> <p>六三〇二・三九</p> <p>六三〇二・四〇</p>	<p>同上</p> <p>テーブルリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限</p>	<p>同上</p>

六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九・一%	六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九・一%
六三〇三・一二	合成繊維製のもの	九・一%	六三〇三・一二	合成繊維製のもの	九・一%
六三〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	五・三%	六三〇二・五九	同上	同上
六三〇二・五三	人造繊維製のもの	五・三%	六三〇二・五三	同上	同上
六三〇二・六一	その他のテーブルリネン	(省略)	六三〇二・六一	同上	同上
六三〇二・六〇	(省略)	(省略)	六三〇二・六〇	同上	同上
六三〇二・九九	カーテン(ドレープを含む)、室内用ブラインド、カーテン、バランス及びベッドバランスメリヤス編み又はクロセ編みのもの	(省略)	六三〇二・九九	同上	同上
六三〇二・〇三	カーテン(ドレープを含む)、室内用ブラインド、カーテン、バランス及びベッドバランスメリヤス編み又はクロセ編みのもの	(省略)	六三〇二・〇三	同上	同上
六三〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	六・四%	六三〇二・五九	同上	同上
六三〇二・五三	人造繊維製のもの	六・四%	六三〇二・五三	同上	同上
六三〇二・六一	その他のテーブルリネン	一一・二%	六三〇二・六一	同上	同上
六三〇二・六〇	(省略)	(省略)	六三〇二・六〇	同上	同上
六三〇二・九九	カーテン(ドレープを含む)、室内用ブラインド、カーテン、バランス及びベッドバランスメリヤス編み又はクロセ編みのもの	一六・八%	六三〇二・九九	同上	同上
六三〇二・〇三	カーテン(ドレープを含む)、室内用ブラインド、カーテン、バランス及びベッドバランスメリヤス編み又はクロセ編みのもの	一六・八%	六三〇二・〇三	同上	同上
六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%

六三〇三・九一 ～ 六三〇三・九二 六三〇三・九九	その他のもの （省略） その他の紡織用繊維製のもの	（省略）	九・一%
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇 四項のものを除く。） ベッドスプレッド メリヤス編み又はクロセ編 みのもの	（省略） 五・三%	五・三%
六三〇四・一一	メリヤス編み又はクロセ編 みのもの	九・一%	九・一%
六三〇四・一九	その他のもの 一（省略） 二（省略） 三 その他のもの	（省略） （省略） 五・三%	五・三%
六三〇三・九一 ～ 六三〇三・九二 六三〇三・九九	同上 同上 同上	同上 同上 同上	同上 同上 同上
六三・〇四	同上 同上	同上 同上	同上 同上
六三〇四・一一	メリヤス編み又はクロセ編 みのもの 一 ししゅうしたもの、 レースを使用したもの 及び模様編みの組 織を有するもの 二 その他のもの	同上 同上	同上 同上
六三〇四・一九	同上 同上 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上 同上
			一六・八% 一一・二% 一六・八% 六・四% 同上 同上 同上 同上 同上

			六三〇四・二〇	(省 略)	
			六三〇四・九一	その他のもの メリヤス編み又はクロセ編 みのもの	九・一%
			六三〇四・九二 ～	(省 略)	(省 略)
			六三〇四・九三 六三〇四・九九	その他の紡織用繊維製の の(メリヤス編み又はクロ セ編みのものを除く。)	(省 略)
				一 (省 略) 二 その他のもの	五・三%
	(省 略)	(省 略)		(省 略)	(省 略)
	七四・〇二 七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅 一 課税価格が一キログラム のにつき四七五円以下のもの			一キログラ ムにつき一

			六三〇四・二〇	同上	同上
			六三〇四・九一	同上	同上
			六三〇四・九二 ～	同上	同上
			六三〇四・九三 六三〇四・九九	同上	同上
				一 同上 二 その他のもの	同上
	同上	同上		同上	同上
	七四・〇二 七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅			一キログラ ムにつき一 五円

七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊 精製銅	二 課税価格が一キログラム につき四七五円を超え四 九〇円以下のもの	五円
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片	一 課税価格が一キログ ラムにつき四八五円 以下のもの	一キログラ ムにつき一 五円
二 課税価格が一キログ ラムにつき四八五円 を超え五〇〇円以下 のもの	一キログラ ムにつき、 課税価格と 五〇〇円と の差額	三 課税価格が一キログ	課税価格と 五〇〇円と の差額
七四・〇三	同上	陰極銅及びその切断片	一キログラ ムにつき一 五円
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片		一キログラ ムにつき一 五円

七四〇三・一二二

ワイヤバー

ラムにつき五〇〇円
を超えるもの

無税

一 課税価格が一キログラムにつき四八五円

以下のもの

一キログラムにつき一五円

二 課税価格が一キログラムにつき四八五円

を超え五〇〇円以下のもの

一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額

三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円

を超えるもの

無税

七四〇三・一二三

ビレット

一 課税価格が一キログラムにつき四八五円

以下のもの

一キログラムにつき一五円

二 課税価格が一キログラムにつき四八五円

を超え五〇〇円以下のもの

七四〇三・一二二

ワイヤバー

一キログラムにつき一五円

七四〇三・一二三

ビレット

一キログラムにつき一五円

七四〇三・二二	七四〇三・二一	銅・すず合金(青銅)	銅合金 (省略)	三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	二 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	七四〇三・一九	その他のもの	三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	のもの
(省略)	(省略)		無税	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	一キログラムにつき、五円	一キログラムにつき一		無税	の差額	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
七四〇三・二二	七四〇三・二一	銅・すず合金(青銅)	同上	同上			七四〇三・一九	その他のもの		
一キログラム	同上					五円		一キログラムにつき一		

七四〇三・二九

一	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
二	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき一五円
三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	課税価格と五〇〇円との差額
	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	無税
一	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
二	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラム

七四〇三・二九

	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	一キログラムにつき一五円
		一キログラムにつき一五円

(省略)	(省略)	(省略)
七八・〇一 七八〇一・一〇	鉛の塊 精製鉛 一 課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの 二 課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの 三 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの その他のもの	一 一キログラムにつき八円 二 一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額 三 無税
(省略)	三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税 五〇〇円と課税価格との差額

同上	同上	同上
七八・〇一 七八〇一・一〇	同上 精製鉛	一キログラムにつき八円
同上	同上	同上

七八〇一・九一

含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの

一| 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）

(一)| 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの

(二)| 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超える一七〇円以下のもの

(三)| 課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの

七八〇一・九九

二 (省 略)

一 (省 略)

二 その他のもの

(一)| 電解精製用のもの

二・八%

一キログラムにつき、

課税価格と一七〇円との差額

無税

(省 略)

(省 略)

七八〇一・九一

同上

一| 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）

二・八%

七八〇一・九九

二 同上

同上

一 同上

二 その他のもの

(一)| 電解精製用のもの

同上

同上

							(鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。)
	A)	(二) その他のもの	C)	B)	A)		
	課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの		課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの	課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの		
円		無税	課税価格と一七〇円との差額	一キログラムにつき、	二・八%		

							(鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。)
		(二) その他のもの					
円						二・八%	

<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>七九・〇一 七九〇一・一一</p>	<p>亜鉛の塊 亜鉛（合金を除く。） 亜鉛の含有量が全重量の九 九・九九%以上のもの</p> <p>一 課税価格が一キログ ラムにつき二四二円 以下のもの</p> <p>二 課税価格が一キログ ラムにつき二四二円 を超え二五〇円以下</p>	<p>一キログラ ムにつき八 円</p>
<p>(省 略)</p> <p>B 課税価格が一キ ログラムにつき 一七二円を超え 一八〇円以下の もの</p> <p>C 課税価格が一キ ログラムにつき 一八〇円を超え るもの</p>	<p>一キログラ ムにつき、 課税価格と 一八〇円と の差額</p> <p>無税</p>	

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>七九・〇一 七九〇一・一一</p>	<p>同上</p> <p>亜鉛の含有量が全重量の九 九・九九%以上のもの</p>	<p>一キログラ ムにつき八 円</p>

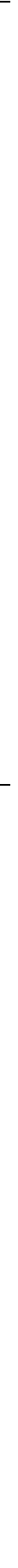
七九〇一・二〇	七九〇一・一二	のもの	三 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	亜鉛の含有量が全重量の九・九九%未満のもの	一 課税価格が一キログラムにつき二四二円以下のもの	二 課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	三 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	(省略)	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額	二五〇円との差額	無税	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額	無税	(省略)
七九〇一・二〇	七九〇一・一二			亜鉛の含有量が全重量の九・九九%未満のもの								一キログラムにつき八円			
同上															
同上															

(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
同上	同上	同上	同上

改 正 案

現 行

<p>第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。</p> <p>一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。）し、又は輸入した者</p> <p>二（省 略）</p> <p>2・3（省 略）</p> <p>4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。</p> <p>第百十二条（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の三倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。</p>	<p>第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。）し、又は輸入した者</p> <p>二 同上</p> <p>2・3 同上</p> <p>4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第百十二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
--	---



改 正 案

現 行

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成三十一年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成三十一年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成三十年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十九年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低

いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成三十年度においては、飼料用表（同法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2～7（省 略）

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成三十年度においては、飼料用表を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、飼料用表を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各

低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十九年度においては、飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2～7 同上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十九年度においては、飼料用表を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、飼料用表を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超え

項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成三十九年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この項及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、同法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2・3 (省 略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成三十九年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にか

た各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この項及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、同法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2・3 同 上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にか

わらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成三十年）において、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成三十年）においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けらるるものに係る輸入数量を除く。以下この項及び第三項において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えること

かわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十九年）において、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十九年）においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けらるるものに係る輸入数量を除く。以下この項及び第三項において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えること

となつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成三十九年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成三十九年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）

当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 (省 略)

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成三十九年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十九年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十九年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、

こととなつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十九年においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十九年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）

当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 同 上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成二十九年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日ま

それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成三十年度までの各年度において、関税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九号の二に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の二、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一・二 (省略)

2 平成七年度から平成三十年度までの各年度において、当該年度中

で、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十九年までの各年度において、関税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九号の二に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の二、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一・二 同上

2 平成七年度から平成二十九年までの各年度において、当該年度

の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項及び第七項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（第四項第一号及び第七項において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成三十九年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(特惠受益国等原産品であることの確認)

第八条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の第二項又は第三項（特惠関税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特惠受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特惠受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法

中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項及び第七項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（第四項第一号及び第七項において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

第八条の四 削除

によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 特惠受益国等の権限ある当局（特惠受益国等から輸出される貨物が特惠受益国等原産品であることを証明する書類の発給に関して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 特惠受益国等の権限ある当局に対し、当該特惠受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

2| 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3| 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、特惠受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4| 第一項第四号の求めは、特惠受益国等の権限ある当局が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5| 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第八條の二第一項又は第三項の規定による関税についての便益の適用を

受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、特惠受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行った場合において、特惠受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

6 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
(省略)	(省略)	(省略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

同上	同上	同上
同上	同上	同上

	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
七四〇三・一一一	七四〇三・一一一	七四〇二・〇〇〇
ワイヤバーのうち もの	課税価格が一キログラム につき五〇〇円を超える もの	粗銅及び電解精製用陽極銅のう ち 課税価格が一キログラムにつ き四七五円を超え四九〇円以 下のもの
無税	無税	一キログラ ムにつき、 課税価格と 四九〇円と の差額
	〇〇円以下のもの	
	課税価格が一キログラム につき四八五円を超え五 〇〇円以下のもの	
	陰極銅及びその切断片のう ち 精製銅	
	課税価格が一キログラムにつ き四九〇円を超えるもの 精製銅又は銅合金の塊	
	七四〇三・一一一	七四〇二・〇〇〇
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)

課税価格が一キログラム
につき四八五円を超え五
〇〇円以下のもの

一キログラ
ムにつき、
課税価格と
五〇〇円と
の差額

課税価格が一キログラム
につき五〇〇円を超える
もの

無税

七四〇三・一三

ビレットのうち

課税価格が一キログラム
につき四八五円を超え五
〇〇円以下のもの

一キログラ
ムにつき、
課税価格と
五〇〇円と
の差額

七四〇三・一九

その他のものうち
課税価格が一キログラム
につき四八五円を超え五
〇〇円以下のもの

一キログラ
ムにつき、
課税価格と
五〇〇円と

(削る)

(削る)

(削る)

七八・〇一
七八〇一・一〇

七八〇一・九一

につき五〇〇円を超えるもの

鉛の塊
精製鉛のうち

課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの

課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの
その他のもの

含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの

一 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限り。）のうち
課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超える
一七〇円以下のもの

無税

一キログラムにつき、
課税価格と一八〇円との差額

無税

一キログラムにつき、
課税価格と

		七八〇一・九九		
			二	その他のもの
			(一)	電解精製用のもの (鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限り)
				ののうち
				課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの
	(一)			課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの
	(二)			その他のものうち
				課税価格が一キログラムにつき一七〇円と無税の差額
				無税
				一七〇円と無税の差額

(削る)

(削る)

(削る)

七九〇・一

七九〇・一

七九〇・一二

亜鉛の塊

亜鉛(合金を除く。)

亜鉛の含有量が全重量の九
九・九九%以上のもの
うち

課税価格が一キログラム
につき二四二円を超え二
五〇円以下のもの

課税価格が一キログラム
につき二五〇円を超える
もの

亜鉛の含有量が全重量の九

ログラムにつき
一七二円を超え
一八〇円以下の
もの

課税価格が一キ
ログラムにつき
一八〇円を超え
るもの

一キログラ
ムにつき、
課税価格と
一八〇円と
の差額

無税

一キログラ
ムにつき、
課税価格と
二五〇円と
の差額

無税

<p>九・九九%未満のもの のうち</p> <p>課税価格が一キログラム につき二四二円を超え二 五〇円以下のもの</p>
<p>無税</p> <p>一キログラ ムにつき、 課税価格と 二五〇円と の差額</p>

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税定率法	品名	税率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一〇年 四月一から 平成一一 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一一 年四月一から 平成一二 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一二 年四月一から 平成一三 年三月三十一 日まで輸入 されるもの
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	品目	基準輸入価格					
		平成七年四 月一から 平成八年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成八年四 月一から 平成九年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成九年四 月一から 平成一〇年 三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一〇年 四月一から 平成一一 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一一 年四月一から 平成一二 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一二 年四月一から 平成一三 年三月三十一 日まで輸入 されるもの
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率					
		平成七年四 月一から 平成八年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成八年四 月一から 平成九年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成九年四 月一から 平成一〇年 三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一〇年 四月一から 平成一一 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一一 年四月一から 平成一二 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一二 年四月一から 平成一三 年三月三十一 日まで輸入 されるもの
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税定率法	品名	税率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一〇年 四月一から 平成一一 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一一 年四月一から 平成一二 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一二 年四月一から 平成一三 年三月三十一 日まで輸入 されるもの
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	品目	基準輸入価格					
		平成七年四 月一から 平成八年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成八年四 月一から 平成九年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成九年四 月一から 平成一〇年 三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一〇年 四月一から 平成一一 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一一 年四月一から 平成一二 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一二 年四月一から 平成一三 年三月三十一 日まで輸入 されるもの
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率					
		平成七年四 月一から 平成八年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成八年四 月一から 平成九年三 月三十一日 まで輸入さ れるもの	平成九年四 月一から 平成一〇年 三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一〇年 四月一から 平成一一 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一一 年四月一から 平成一二 年三月三十一 日まで輸入 されるもの	平成一二 年四月一から 平成一三 年三月三十一 日まで輸入 されるもの
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

(省略)	別表の番号	品名	税 率				
			平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年三月三十一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年三月三十一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年三月三十一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年三月三十一日から平成一二年四月一日から平成一三年四月一日まで輸入されるもの

別表第三 鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表(第八条の二関係)						
項名	品目	係数	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	一九 関税率表第五三・〇九項又は第五二二・〇〇号の一に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	〇・八
(省略)	(省略)	二七 関税率表第六二〇九・二〇号の一若しくは二の□のA、第六二〇九・三〇号の一若しくは二の□のA、第六二〇九・九〇号の一若しくは二の□のA、第六二・一三項、第六二二六・〇〇号又は第六二・一七項に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	〇・八

同上	別表の番号	品名	税 率				
			平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年三月三十一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年三月三十一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年三月三十一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年三月三十一日から平成一二年四月一日から平成一三年四月一日まで輸入されるもの

別表第三 鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表(第八条の二関係)						
項名	品目	係数	同上	同上	同上	同上
同上	同上	一九 関税率表第五三・〇九項又は第五二二・〇〇号の一に掲げる物品	同上	同上	同上	同上
同上	同上	二七 関税率表第六二〇九・二〇号の一若しくは二の□のA、第六二〇九・三〇号の一若しくは二の□のA、第六二〇九・九〇号の一若しくは二の□のA、第六二・一三項、第六二二六・〇〇号又は第六二・一七項に掲げる物品	同上	同上	同上	同上

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許

の便益の適用を受ける飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改め、同条第六項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とを「物品の輸入数量」に改め、「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用表であつてオーストラリアを「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用表」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）及び「をこれらの項ごと」を削り、「（オーストラリア産飼料用表」を「（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に改め、「（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」を削り、「読み替える」を「、別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用表を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当

の便益の適用を受ける飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改め、同条第六項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用表であつてオーストラリアを「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用表」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）及び「をこれらの項ごと」を削り、「（オーストラリア産飼料用表」を「（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に改め、「（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」を削り、「読み替える」を「、別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用表を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計し

該各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）に改める。

（省 略）

第七条の六第一項第一号中「（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「告示する数量」の下に「（第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）」を、「場合」の下に「（平成三十九年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。）と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基

た輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）」に改める。

同 上

第七条の六第一項第一号中「（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「告示する数量」の下に「（第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）」を、「場合」の下に「（平成三十九年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。）と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第一号に係る協定対象外輸入

準数量」という。)を超えた場合に限る。)を加え、同項第二号中「告示する数量」の下に「(第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)」を、「場合」の下に「(平成三十年において、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。)」を加え、同条第二項中「輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成三十年度においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。)と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。)を控除した輸入数量(第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示する数量(第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。

第七条の六第五項中「第二項に規定する輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算

基準数量」という。)を超えた場合に限る。)を加え、同項第二号中「告示する数量」の下に「(第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)」を、「場合」の下に「(平成二十九年において、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。)」を加え、同条第二項中「輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十九年においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。)と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。)を控除した輸入数量(第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示する数量(第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。

同上

同上

出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（締約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第七条の六第七項中「並びに」を「（平成三十年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに」に、「輸入数量を」を「輸入数量（平成三十年度においては、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）を」に、「第一号第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）」に、「輸入基準数量を超えた場合」を「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）」に改める。

（省 略）

第七条の六第七項中「並びに」を「（平成二十九年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに」に、「輸入数量を」を「輸入数量（平成二十九年度においては、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）を」に、「第一号第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）」に、「輸入基準数量を超えた場合」を「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十九年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）」に改める。

同 上